

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額・ 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガイアナ	ガイアナ協同共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガイアナ協同共和国政府との間の交換公文	ガイアナの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むガイアナの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係を贈与すること。	500,000千円 -----	H18.2.17 ジョージ タウンで (同日)	日本側 釣田薫在ガイアナ 臨時代理大使 クレメント・ ジャ・ローヒー 対外貿易・ 国際協力大臣	H18.3.2 117号
ガイアナ	コリバートン給水計画のための贈与に関する日本国政府とガイアナ協同共和国政府との間の交換公文	コリバートン給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	651,000千円 H19.3.31まで	H18.7.24 ジョージ タウンで (同日)	日本側 釣田薫在ガイアナ 臨時代理大使 クレメント・ ジャ・ローヒー 対外貿易・ 国際協力大臣	H18.8.3 465号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。